

お知らせ

1. 当院は、健康保険法第 65 条で指定を受けた保険医療機関であり、健康保険法第 70 条の療養担当規則を遵守し、医療活動を行います
2. 当院では、管理栄養士によって管理された給食を、適時(夕食については午後 6 時以降)・適温で提供しております。
3. 選定療養に係る特定療養費 (180 日を超える入院) として、1 日につき 2,717 円徴収させて頂きます。
4. リハビリテーションに係る実費徴収について
(診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療について)

呼吸器リハビリテーション料	1 単位	1,925 円
運動器リハビリテーション料	1 単位	2,035 円
脳血管疾患リハビリテーション料	1 単位	2,695 円
廃用症候群リハビリテーション料	1 単位	1,980 円

※ 上記料金は、全て消費税込の料金です。

北福島医療センター